教職員の負担軽減に関する項目

初任者研修及び１０年経験者研修につきましては、教育公務員特例法の定めるところにより、任命権者に研修の実施が義務付けられており、府教育庁としては、その内容の充実に努めているところです。

　平成２８年度から、「学び続ける教員の育成」や「理論と実践の往還によるＯＪＴの推進」等をめざして研修体系の見直しを行いました。

　初任者研修全２５回のうち４回分を２～４年次研修（インターミディエイトセミナー）に移行しました。１０年経験者研修においては、希望により最大１０回分を５～９年次研修（アドバンストセミナー）として前倒しで受講できるようにするなど、実施時期の弾力化を図りました。

　また、初任者研修では２回分を、２～４年次研修では１回分を、更に１０年経験者研修では４回分を教育センターにおける研修から学校での実践研修としました。

　平成２９年度から、免許状更新講習の一部を１０年経験者研修と兼ねられるようにし、対象教員の負担軽減を図っております。

　今後も、研修をより効果的で充実したものにするため、研修内容や研修方法の工夫を図ってまいります。

職員の業務負担軽減に関する項目

知的障がい児童生徒の教育環境の充実にあたっては、従前より、新校整備をはじめ、必要な取組みを実施してまいりました。

今後の知的障がい児童生徒の増加に対しては、平成２８年度に実施した将来推計を踏まえ、平成３０年３月に策定した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」に基づき、順次取組みを進めているところです。

このうち、知的障がい支援学校の新設については、2023年から2025年頃の間に開校できるよう、閉校した又は閉校する予定の府立高校の活用にかかる検討を進めているところです。

また、交野支援学校四條畷校は、同基本方針の取組みを実施する2027年までの間は、継続して活用することとしています。

なお、知的障がい児童生徒の将来推計は、実施した平成２８年度から５年を目途に再推計を行うこととしており、その結果を踏まえ、必要に応じ、基本方針の見直しを図ることとしております。

平成２７年４月に開校した枚方支援学校については、特別支援学校施設整備指針を踏まえ、教室を整備したところです。

枚方支援学校開校後もなお、児童生徒数の増加への対応のため、ホームルーム教室の整備等を行ってきました。引き続き、教育環境の整備につきましては、学校からの要望や児童生徒の状況等を踏まえつつ、関係課とも連携し、対応してまいります。

なお、今後の児童生徒数の増加への対応については、平成３０年３月に策定した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」に基づき、順次取組みを進めてまいります。

教職員の業務負担軽減に関する項目

医療的ケアの実施にあたっては、看護師配置が必要という認識に基づき、必要な支援学校については、各学校の実情に応じて、特別非常勤講師として看護師を配置しています。

臨時技師（看護師）についても、学校からの要望や医療的ケアの現状を踏まえ、平成２８年度から配置を開始し、放課後の業務や泊を伴う行事にも対応することが可能です。

平成２７年度からは、国の「切れ目ない支援体制整備充実事業」の補助金を活用して、高度医療サポート看護師を配置しており、平成２７・２８年度は１校に１人、平成２９年度は２校に各１人、平成３０年度は４校に各１人を配置し、支援体制の充実に努めております。

医療的ケアを必要とする子どもが、安全で安心な学校生活を送るため、標準法定数で看護師を配置するよう、引き続き国に要望してまいります。

職場環境の改善に関する項目

府立支援学校の給食調理場の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しているところでございます。

府の財政状況は依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備の充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、寄宿舎舎食調理場についても、学校の現状を把握し、指導してまいります。

給与制度に関する項目

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところでございます。

評価結果の給与等への反映については、皆さま方との協議の上、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところでございます。

平成２９年８月には、毎年度、実施している府立学校、市町村教育委員会を対象としたシステムの運用状況の確認に加え、システムに関する職員アンケートを実施し、評価者：９４．２％、1,138名中1,072名が回答、被評価者：７５．９％、6,000名中4,556名から回答をいただき、その結果を平成３０年２月に公表したところでございます。

今後とも勤務労働条件に関わる事項については、皆様方と協議してまいりたいと存じます。

賃金改善に関する項目

臨時的任用職員の処遇については、「職員の給与に関する条例」等の規定に基づき措置しているところです。

教育職給料表の２級は教諭の職務の級とされており、臨時講師に適用することは困難です。

なお、臨時的任用職員の初任給については、上限号給の見直しを含めて、改正地方公務員法等の施行にあわせ、検討してまいりたいと存じます。

教職員の業務負担軽減に関する項目

寄宿舎指導員につきましては、標準法に基づく配置を基本として学校の実情も考慮しながら配置を行っているところです。

教職員の業務負担軽減に関する項目

教職員の人事異動につきましては、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」並びに「府立学校教員人事取扱要領」及び「府立学校教職員人事取扱要領」に基づき、計画的に行っております。

人事異動を進めるにあたりましては、各学校における専門性等を踏まえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、ヒアリング等を通じ、個々の事情についてもできる限り把握したうえで、校長の具申をもとに適切に行ってまいりたいと存じます。

職員の健康管理に関する項目

府立支援学校における腰痛予防検診については、業務委託していた検診機関から実施が困難であるとの申し出を受け、平成２７年度より新たな腰痛予防検診方式としたところであり、一次検査についてはアンケート問診とし、二次検査については整形外科分野に精通した医療機関でのレントゲン検査並びに医師による診察を受診していただく方法としています。

一次検査については、受診する必要のある方全てが受診していただけるように、腰痛検診対象者へ紙媒体にて腰痛予防検診アンケートを配布しているところであり、引き続き周知徹底してまいります。

二次検査については、従前から検診機関で実施していたところであり、新方式においても検診機関で実施する方式としているところです。

一次検査で要二次検査と診断された方は、平成２７年度は４６２人、平成２８年度は４９６人、平成２９年度は４３６人、今年度は４２９人となっており、精密検査が必要な職員は受診していただいていると認識しています。

また、公立学校共済組合大阪支部が取り組んでいる「腰痛予防講座巡回講師派遣事業」や「腰痛予防講座（会場方式）」につきまして、予防検診通知時及び検診結果通知時にあわせて周知を行い、積極的な活用を働きかけているところです。

来年度についても、教職員の腰痛予防、悪化防止を図るため、本年度の検診状況を踏まえ適切に実施してまいります。

旅費に関する項目

生徒の教育活動の裏付けとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置付けし、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がなされてきたところです。

平成３０年度の教職員旅費予算につきましては、昨年度と同等の予算を確保し、各学校で１１月に策定していただいた旅費予算執行計画等をもとに、調整配当を行ったところです。

府の財政は依然厳しい状況にありますが、今後とも引き続き、生徒の安全管理や学校運営に支障を来たさないよう、財源の確保に努めてまいります。

教職員の業務負担軽減に関する項目

学校管理費につきましては、従来から学校運営に支障が生じないよう必要な予算額の確保に努めるとともに、学校のご意見も伺いながら適正配分に努めてきたところです。

厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めてまいりたいと存じます。